# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税賦課事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結することにより万全を期している。

#### 評価実施機関名

五條市長

#### 公表日

令和4年6月28日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	- 取り扱う事務				
(1)事務の名称	国民健康保険税賦課事務				
<b>少ずかり</b> なが	当以 姓脉 小火ル湖 休ず力				
	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
②事務の概要	・国民健康保険税の賦課に関すること。				
	番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。				
③システムの名称	保険税賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
国保賦課ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法別表第9条第1号 別表第1の16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項				
②法令上の根拠	<ul> <li>・番号法第19条第8号 別表第2の27の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> <li>(特定個人情報の照会)</li> <li>・番号法第19条第8号 別表第2の27の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定</li> </ul>				
	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条				
5. 評価実施機関における	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条				
5. 評価実施機関における	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <u>世当部署</u> すこやか市民部 保険年金課				
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条				
5. 評価実施機関における	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <u>世当部署</u> すこやか市民部 保険年金課				
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  世当部署  すこやか市民部 保険年金課  保険年金課長				
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  世当部署  すこやか市民部 保険年金課  保険年金課長				
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  世当部署  すこやか市民部 保険年金課  保険年金課長				
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・語	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  担当部署  すこやか市民部 保険年金課 保険年金課長  「下・利用停止請求  五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上  2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	呆護評価	書の種類						
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	)委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワークシ	ノステムを通り					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの	つ接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消	法							
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

#### 変更箇所

変更箇層	<b>听</b>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番16並びに地方税等	- 番号法別表第9条第1号 別表第1の16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番26,27,28,29	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を臓別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2027の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 20条	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険課長 稲次 裕美	保険課長 上田 喜輝	事後	
平成28年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成28年2月1日時点	事後	
平成28年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成28年2月1日時点	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法及び五條市国民健康保険税条例による保険税の賦課・徴収に関する事務であって、主務省令に定めるもの。 1. 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。 2. 国民健康保険税の滞納整理及び処分に関すること。 3. 国民健康保険税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 4. 国民健康保険税の脅促状の発送に関すること。 5. 国民健康保険税の消滅時効及び不納欠損に関すること。 6. その他国民健康保険税に関すること。	* 国民健康保険税の興課及い領収に関すること。 ・国民健康保険税の滞納整理及び処分に関すること。 ・国民健康保険税の過誤納金の還付及び充当に関すること。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、中間サーバー	保険税賦課システム、保険税収納システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課・徴収ファイル	国保賦課ファイル、国保収滞納ファイル	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条(特定個人情報の提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務合で定める事務及び情報を定める命令第20条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務ので定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険課長 上田 喜輝	保険課長 田中 加代	事後	
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	I,5、②所属長	保険課長 田中 加代	保険課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	  Ⅱ,2. 取扱者数 いつ時点の   係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	除剱か  Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の  係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	除数か  Ⅱ,2. 取扱者数 いつ時点の  係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日		奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
				, , ,	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	係数か		令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	表紙及び I -1-①	国民健康保険税賦課·徵収事務	国民健康保険税賦課事務	事後	機構改革による業務移管。
令和4年4月1日	I -1-2	- 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。 ・国民健康保険税の滞納整理及び処分に関すること。 ・国民健康保険税の過誤納金の還付及び充当 に関すること。 ・国民健康保険税の督促状の発送に関すること。 ・国民健康保険税の消滅時効及び不納欠損に 関すること。 ・その他国民健康保険税に関すること。	・国民健康保険税の賦課に関すること。	事後	機構改革による業務移管。
令和4年4月1日	I -1-③	保険税賦課システム、保険税収納システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	保険税賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	機構改革による業務移管。
令和4年4月1日	I -2	国保賦課ファイル、国保収滞納ファイル	国保賦課ファイル	事後	機構改革による業務移管。
令和4年4月1日	I -5,7,8	保険課	保険年金課	事後	課名変更。